

北海道・札幌 2030 オリンピック・パラリンピック冬季競技大会に向けた 大会運営見直し案に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 札幌市は、北海道・札幌 2030 オリンピック・パラリンピック冬季競技大会（以下「大会」という。）のガバナンス体制の在り方等を検討する「北海道・札幌 2030 オリンピック・パラリンピック冬季競技大会に向けた大会運営見直し案に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 検討委員会は、大会運営の見直し案策定にあたり、公益法人のガバナンスや大規模スポーツ大会運営組織に係る専門知識を持つ有識者等から意見を聴き、より広い視野での課題提起や専門性の高い議論を行うことを目的とする。

(委員等)

第3条 検討委員会の委員は、10名程度の委員で構成する。

- 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 検討委員会には、委員の互選により座長を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

(会議)

第5条 検討委員会は、座長が召集する。

- 座長は、会務を総理する。
- 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 座長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、資料提供や説明等を求めることができる。
- 会議は原則公開とし、会議録は発言者の氏名を含めてこれを公開する。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼・費用弁償)

第7条 委員の謝礼は、会議1回の出席につき12,500円(税込)を支給するものとする。

2 委員に対して、会議出席のための移動に係る経費を札幌市の旅費規程に基づき費用弁償として支給する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、札幌市スポーツ局招致推進部において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、札幌市が別途定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。